

地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画（重点対策加速化事業）

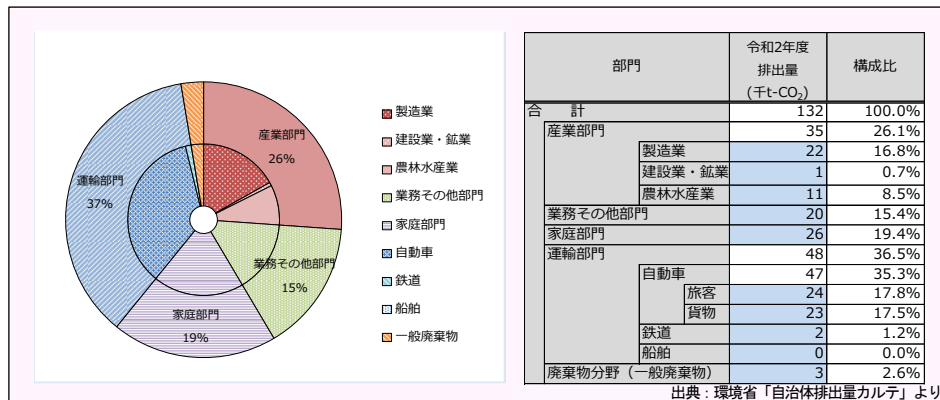
基本情報	
地方公共団体名	三股町
事業計画名	地元企業の専門家集団と連携した三股町カーボンニュートラル実現計画
事業計画の期間	令和6年度～令和10年度

1. 2030年までに目指す地域脱炭素の姿

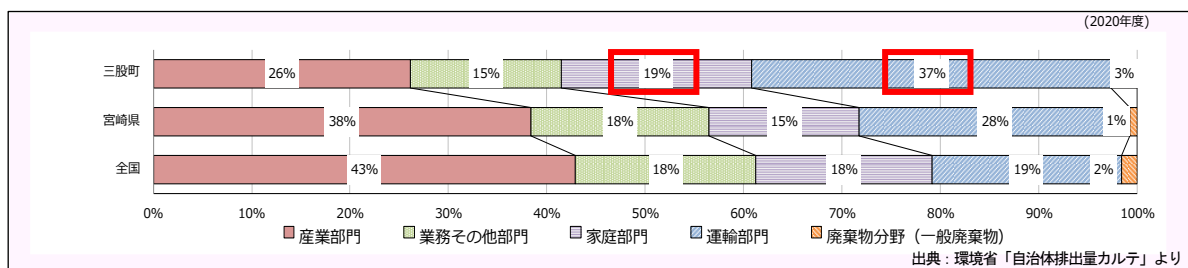
(1) 目指す地域脱炭素の姿

【温室効果ガス排出量の排出状況】

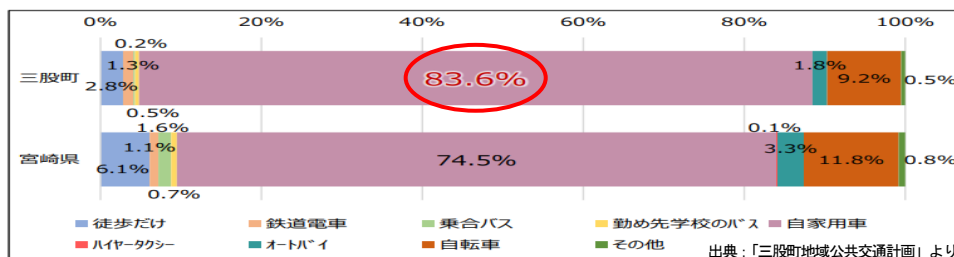
三股町全体における2020（令和2）年度の温室効果ガス排出量は132千t-CO₂であり、2013（平成25）年度比で約22%の削減となっている。2020年度の二酸化炭素排出量を部門別に見ると、運輸部門が37%を占めており、次いで産業部門（26%）、家庭部門（19%）、業務その他部門（15%）の順に多くなっている。



また、各部門別の排出割合を本町、宮崎県、国と比較すると運輸部門と家庭部門が全国及び宮崎県の平均を上回っている。



運輸部門が高い理由については、代表交通手段として自動車使用率（83.6%）が県平均（74.5%）を上回ることによると考えられる。



家庭部門が高い理由については後述するように、本町が隣接する都城市のベッドタウンとして発展した経緯があり、区域全体の排出量における家庭部門の排出量の影響が相対的に大きくなることに由来すると考えられる。

【地域の特徴と課題、これまでの取組】

三股町は、宮崎県の南西部に位置しており、人口 16 万人規模の都城市の中心市街地に近いことからベッドタウンとして発展し、1950 年以降人口が増え続けている（国勢調査結果より）。さらに、年少人口の割合が宮崎県内市町村の中で最も高く、子育て世代が多く住むまちとして、特に、都城市に近い町の西側及び北側の地域では新築住宅が建ち並んでおり、FIT 制度で認定された太陽光発電設備導入が進んでいる（環境省「自治体排出量カルテ」における 10kW 未満の太陽光による発電量は、2014 年度の 5,305kW から 2021 年度の 8,920kW へと拡大）。

一方、2024（令和 6）年 1 月に実施した地球温暖化に関する町民アンケートにおいて、回答の中心である温暖化関心層であっても、太陽光発電設備の導入は 3 分の 1 に留まっていること、そして、運輸部門については上述したとおり、自動車使用率は県平均を大きく上回っていることより EV 転換へのポテンシャルが高いことを受けて、太陽光発電設備や EV 導入の普及に向けた取組を進めていく必要がある。

このような中、三股町は 2022（令和 4）年 10 月にゼロカーボンシティ宣言を表明したことに加えて、三股町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）にも 2050 年に CO2 排出量実質ゼロを目標として明記し、地域の視点でカーボンニュートラル達成に向けて積極的に進めていくこととしている。



三股町位置図

【2030 年までに目指す地域脱炭素の姿】

2030 年に目指す将来像（地域の視点で目指す脱炭素社会）

分野	2030 年までに目指す姿
再生可能エネルギー（太陽光）の導入促進	・家庭、事業所、公共施設において再生可能エネルギーの導入が促進され、再生可能エネルギーの最大化が図られている ・災害時にも利用可能な再生可能エネルギー発電設備等の導入が進み、災害に強い地域となっている
脱炭素社会の推進・循環型社会の実現	・家庭、事業所、公共施設における省エネ機器の導入により脱炭素化が進んでいる ・エネルギーの地産地消が進むことでエネルギー代金が地域内で循環し、地域経済の活性化が図られている ・環境負荷の低い交通・運輸への転換が進んでいる ・自家用車の電動化や充電インフラの整備が進むことにより、環境負荷が低減されている ・ごみの減量化・資源化が図られ、排出される廃棄物の最小化が図られている
二酸化炭素吸収源の整備	町域の約 7 割を占める森林において、間伐等の適切な森林施業や森林資源の循環利用の推進等により健全な森林が保全され、CO2 の吸収が進んでいる
ライフスタイルの変革	環境教育等が推進され、脱炭素型ライフスタイルが定着している

策定した区域施策編の実現に向けては、町民や事業者のモデルとして行政施設における脱炭素の取組を率先して行うことで、町全体の意識を高めるとともに、行動変容を促していく必要がある。

なお、2050 年のカーボンニュートラル達成を見据え、最大限の効果を継続させる場合、2030 年には各分野様々な主体が連携しながら脱炭素の取組を進めている状態となっていることが必要である。そのために、専門的な知識を持つ地域の事業者や地域金融機関等と緊密に連携しながら進めていく。

(2) 改正温対法に基づく地方公共団体実行計画の策定又は改定

改正温対法に基づく地方公共団体実行計画の策定又は改定状況等			
事務 事業編	状況		改定時期
	○	改正温対法に基づく改定済	令和 6 年 12 月
		改定中	
https://www.town.mimata.lg.jp/contents/828.html			

区域 施策編	状況		改定時期
	○	改正温対法に基づく策定・改定済	令和 6 年 1 月
		策定・改定中	-
https://www.town.mimata.lg.jp/contents/1828.html			

【事務事業編】

三股町の事務・事業に関する実行計画（令和 6 年 12 月改定）該当ページ P. 1～14

計画期間：令和 4 年度から令和 12 年度まで

削減目標：温室効果ガス総排出量を令和 12 年度に 2014 年度比 50%以上削減（政府目標の 50%削減を踏まえた目標）

温室効果ガス排出量を令和 7 年度に 2014 年度比 35%以上削減（本町独自に設定した短期目標）

取組概要：全庁的な取組として、「日常業務における環境配慮活動を推進」「庁舎等の設備・機器の保守・管理・運用改善に関する取組」「再生可能エネルギーの導入」に取り組むことで、基準年 2014 年度からの排出量の削減を目指す

個別措置	取組・目標
太陽光発電設備を設置	2030 年度には、設置可能な建築物の 50%以上に設置します
公共施設の省エネルギー対策の徹底	今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030 年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当にします
電動車の導入	代替可能な電動車がない場合等を除き、公用車の新規導入・更新については全て電動車とすること、また、使用する公用車全体でも 2030 年度までに全て電動車とすることを目指します
LED 照明の導入	既存設備を含めた LED 照明の導入割合を 2030 年度までに 100%を目指します
再エネ電力調達の推進	2030 年度までに公共施設で調達する電力の 60%以上が再生可能エネルギー由来となることを目指します

【区域施策編】

三股町地球温暖化対策実行計画（令和 6 年 1 月策定）該当ページ P. 1～18

計画期間：令和 6 年度から令和 12 年度まで

削減目標：令和 12 年度に 2013 年度比で、

- ・全体目標：50.0%削減（森林等による吸収量含む）
- ・家庭部門：62.5%削減
- ・業務その他部門：48.3%削減
- ・産業部門：31.0%削減
- ・運輸部門：26.8%削減

＜各部門における削減取組について＞

部門	取組・目標
家庭部門	再生可能エネルギー発電設備等の導入によるエネルギーの脱炭素化促進、省エネルギー設備の導入によるエネルギー消費量低減について、太陽光などの再生可能エネルギー利活用の普及促進や省エネルギー設備の普及促進、住宅の ZEH の普及促進を実施していく
業務その他部門	再生可能エネルギー発電設備等の導入によるエネルギーの脱炭素化促進、省エネルギー設備の導入によるエネルギー消費量低減について、太陽光などの再生可能エネルギー利活用の普及促進や省エネルギー設備の普及促進、建築物の ZEB の普及促進を実施していく
産業部門	再生可能エネルギー発電設備等の導入によるエネルギーの脱炭素化促進、省エネルギー設備の導入によるエネルギー消費量低減について、太陽光などの再生可能エネルギー利活用の普及促進や省エネルギー設備の普及促進、建築物の ZEB の普及促進を実施していく

運輸部門	公共交通機関や自転車の積極的な利用のほか、自家用車や社有車の買い替え時に環境負荷の小さい電気自動車等を選択することについて、都市機能の集約、コンパクトで歩きやすいまちづくり、電気自動車の普及促進を実施していく	
------	--	--

(3) 地方公共団体実行計画における位置付け

本計画は、三股町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）第6章に掲げた「温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策」を実現するための事業計画である。区域施策編記載の再エネ発電設備等の導入による、エネルギーの脱炭素化や省エネ設備の導入によるエネルギー消費量の低減、エネルギーの地産地消化による地域経済の活性化、災害時にも利用可能な再エネ発電設備等の導入による災害に強い地域づくり、に本計画は資するものである。さらに、本計画による太陽光発電導入により、民間事業者・個人の自動車の電動化を促し、自動車利用に伴う温室効果ガス排出量の抑制につなげていく。

また、公共施設の屋根を中心とした自家消費型太陽光発電設備の最大限導入や省エネ改修、EV導入を町が率先して行うモデルを示すことによって、毎年の温室効果ガス排出量削減の累積効果を高めるとともに、地域の脱炭素に対する意識を高め、町民や事業者への波及を図る。

このうち、公共施設部分については、教育委員会や危機管理、水道関連部門等とも連携しながら重点対策加速化事業をはじめ、国の支援策を複数活用しながら行うこととし、町民や町内事業所を対象とした取組は、重点対策加速化事業を中心に、町独自事業との相乗効果を図りながら進めていく。

三股町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）における2030年度温室効果ガス排出量削減目標（40%削減（森林等による吸収量は除く））のうち、本交付金による設備導入等の効果として、約2.5%の削減が期待される。

また、三股町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）における2030年度の需要電力に対する再生可能エネルギー導入量目標（35MW）のうち、本交付金による設備導入等によって3.1MWを導入する。

三股町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）においては、2030年度二酸化炭素削減目標50%（▲2,082t-CO₂）に対し、本交付金による設備導入の直接的な効果として、約9.2%（192t-CO₂）の削減が期待される。

2. 重点対策加速化事業の取組

(1) 事業の規模・内容・効率性

規模・内容・効率性		
①温室効果ガス排出量の削減目標 (トン-CO ₂ 削減/年)	1,222 トン-CO ₂ 削減/年	
②再生可能エネルギー導入目標 (kW)	2,151kW	
(内訳)		
・太陽光発電設備	2,151kW	
・風力発電設備		
・地熱発電設備		
・中小水力発電設備		
・バイオマス発電設備		
③事業費 (千円)	1,034,303 千円	
(うち交付対象事業費)	994,857 千円	
④交付限度額 (千円)	548,385 千円	
(内訳)		
	直接事業	303,949 千円
	間接事業	244,436 千円
⑤交付金の費用効率性 (千円/トン-CO ₂) (交付対象事業費を累積の温室効果ガス排出量の削減目標で除す)	50 千円/トン-CO ₂	

<申請事業>

ア 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電		実施する		
年度	事業概要	事業量		交付限度額 (千円)
		数量	容量	
令和 6 年度	庁舎への自家消費型太陽光発電設備導入	1	28.5kW	8,800
	庁舎への充放電設備導入	1	—	4,024
	庁舎へのエネマネ導入	1	—	3,048
	太陽光発電設備の個人向け間接補助事業	16	75kW	5,250
	太陽光発電設備の民間向け間接補助事業	1	9kW	450
	定置型蓄電池の個人向け間接補助事業	14	133kWh	6,206
	定置型蓄電池の民間向け間接補助事業	1	14kWh	658
令和 7 年度	太陽光発電設備の個人向け間接補助事業	36	144kW	10,080
	太陽光発電設備の民間向け間接補助事業	0	0kW	0
	定置型蓄電池の個人向け間接補助事業	35	319kWh	15,030
	定置型蓄電池の民間向け間接補助事業	0	0kWh	0
令和 8 年度	太陽光発電設備の個人向け間接補助事業	26	130kW	9,100
	太陽光発電設備の民間向け間接補助事業	2	81kW	4,050
	定置型蓄電池の個人向け間接補助事業	26	260kWh	12,220
	定置型蓄電池の民間向け間接補助事業	2	40kWh	2,133
令和 9 年度	下水道施設への自家消費型太陽光発電設備導入	1	40kW	13,380
	下水道施設へのエネマネ導入	1	—	3,537
	太陽光発電設備の個人向け間接補助事業	90	360kW	25,200
	太陽光発電設備の民間向け間接補助事業	10	400kW	20,000
	定置型蓄電池の個人向け間接補助事業	70	497kWh	23,360
	定置型蓄電池の民間向け間接補助事業	2	80kW	4,267
令和 10 年度	中央公民館等への自家消費型太陽光発電設備導入	3	103.5kW	30,663
	中央公民館への蓄電池（高圧連系 V2X）導入	1	145kWh	15,261
	中央公民館への充放電設備（高圧連系 V2X）導入	1	—	11,068
	中央公民館等へのエネマネ導入	3	—	11,506
	自営線導入	1	約 1km	29,169
	太陽光発電設備の個人向け間接補助	95	380kW	26,600

合計	助事業			
	太陽光発電設備の民間向け間接補助事業	10	400kW	20,000
	定置型蓄電池の個人向け間接補助事業	70	497kWh	23,360
	定置型蓄電池の民間向け間接補助事業	3	120kWh	6,400
	庁舎等への自家消費型太陽光発電設備導入	5	172kW	52,843
	中央公民館への蓄電池（高圧連系V2X）導入	1	145kWh	15,261
	中央公民館等への充放電設備（高圧連系V2X）等導入	1	-	11,068
	庁舎等へエネマネ導入	5	-	18,091
	自営線導入	1	約1km	29,169
	太陽光発電設備の個人向け間接補助事業	263	1,088kW	76,190
合計	太陽光発電設備の民間向け間接補助事業	23	890kW	44,500
	定置型蓄電池の個人向け間接補助事業	215	1,704kWh	80,076
	定置型蓄電池の民間向け間接補助事業	8	254kWh	13,458

イ 地域共生・地域裨益型再エネの立地		実施する		
年度	事業概要	事業量		交付限度額 (千円)
		数量	容量	
令和6年度				
令和7年度				
令和8年度	福祉系施設への太陽熱利用設備導入	1	-	39,178
令和9年度				
令和10年度				
合計	福祉系施設への太陽熱利用設備導入	1	-	39,178

ウ 業務ビル等における徹底した省エネと改修時等のZEB化誘導		実施する	
年度	事業概要	事業量（数量）	交付限度額 (千円)
令和6年度			
令和7年度	中央公民館への高効率空調設備（22kW以下）導入	1（9台）	11,443
	中央公民館への高効率空調設備（ルームAC）導入	1（9台）	4,479
令和8年度	福祉施設への高効率空調設備（22kW以下）	1（6台）	22,191

	導入		
	福祉施設への高効率換気設備導入	1 (28 台)	9,980
令和 9 年度	文化施設への高効率空調設備 (22kW 超) 導入	1 (3 台)	21,113
	文化施設への高効率空調設備 (22kW 以下) 導入	1 (5 台)	12,924
	文化施設への高効率換気設備導入	1 (10 台)	4,091
	文化施設への高効率空調設備 (ルーム AC) 導入	1 (1 台)	231
令和 10 年度	中央公民館等への高効率換気設備導入	2 (17 台)	23,892
合計	高効率空調設備 (22kW 超) 導入	1 (3 台)	21,113
	高効率空調設備 (22kW 以下) 導入	3 (20 台)	46,558
	高効率換気設備導入	4 (55 台)	37,963
	高効率空調設備 (ルーム AC) 導入	2 (10 台)	4,710

エ 住宅・建築物の省エネ性能等の向上		実施する	
年度	事業概要	事業量 (数量)	交付限度額 (千円)
令和 6 年度	高効率給湯機の個人向け間接補助事業	6	1,573
令和 7 年度	高効率給湯機の個人向け間接補助事業	26	6,899
令和 8 年度	高効率給湯機の個人向け間接補助事業	24	7,200
令和 9 年度	高効率給湯機の個人向け間接補助事業	24	7,200
令和 10 年度	高効率給湯機の個人向け間接補助事業	24	7,200
合計	高効率給湯機の個人向け間接補助事業	104	30072

＜国の交付率等より低い交付率等で実施する場合、協調補助を実施する場合＞

間接補助事業による地元事業者育成として、三股町内の施工会社利用時に自主財源にて上乗せ補助を行う。また、蓄電池の導入促進を目的に、2 万円/kWh (上限 10 万円) の上乗せ補助を行う。

事業番号	事業概要	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領 別紙 2 で計算された交付限度額 (千円)	地方公共団体から間接事業者への補助額	
			交付限度額 (千円)	協調補助額 (千円)
4534120012	町内住宅屋根の太陽光発電導入に対する間接補助	76,230	76,230	2,000
		事業量 (数量)		
		263 件	想定補助件数 263 件のうち 50 件	
4534120013	町内事業所屋根の太陽光発電導入に対する間接補助	44,500	44,500	3,200
		事業量 (数量)		

		23 件	想定補助件数 23 件のうち 8 件	
4534120014	個人宅の蓄電池設備導入を支援	80,176	80,176	21,500
		事業量（数量）		
		215 件	想定補助件数 215 件のうち 215 件	

（２）事業実施における創意工夫

本計画を効率的に実施するため、以下 2 点について工夫した。

① 民間提案制度を活用した公共施設への再エネ・省エネ設備導入

高い実現性と効率性の確保を目的に、早い段階から民間事業者の専門知識を生かすため民間提案制度を活用し、プロポーザル方式により選定した民間事業者（地域中核企業を中心とした「三股町脱炭素きゅうなん隊」）と事業構築を行った。

公共施設への再エネ・省エネ設備導入事業を構築するに当たっては、全ての公共施設を対象とし、民間事業者で形成するコンソーシアムにて現地調査や利用者ヒアリングを行った上で、耐震性や費用対効果の視点により対象施設を選定した。

また、本計画は、行政主導による事業構築では発想のなかった、公共施設が町中心部に集約されているという特徴を生かして、太陽光発電設備で生み出した電力を自営線により施設間で融通することで高い自家消費率を実現できる計画となっている。本計画においては、役場本庁舎を中心とした 5 施設間での電力融通を行い、三股町総合福祉センター及び三股町総合文化施設については、2 施設間での電力融通として、地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業を活用して整備することとし、施策間連携を図りながら効率的に進めていく。なお、実施設計程度まで完了しているため、計画どおりの事業遂行が見込めるものである。

② 町民アンケートや現地調査による間接補助事業の確実な実行

町民の地球温暖化に関する意識をはじめ、再エネ・省エネ設備導入の現状や、行動に移すに当たって求める行政の支援等を把握し、地域の実情に応じた間接補助メニューを構築するために町民向けアンケートを令和 6 年 1 月に実施した。回答の中心は、設備導入を検討しやすい子育て世帯とするため、町公式 HP や役場窓口でのチラシ配布のほか、町の公式 LINE の活用や、町立学校全児童・生徒へのチラシ配布を行うなど、回答対象を意識して配布を行った。目標 500 件に対して、284 件の回答に留まったことから、温暖化に関する周知が明確な課題となったものの、設備導入の後押しとして補助金を求める声が多くあった。このアンケート結果を踏まえて、本計画により実施する間接補助事業のメニューを構築した。

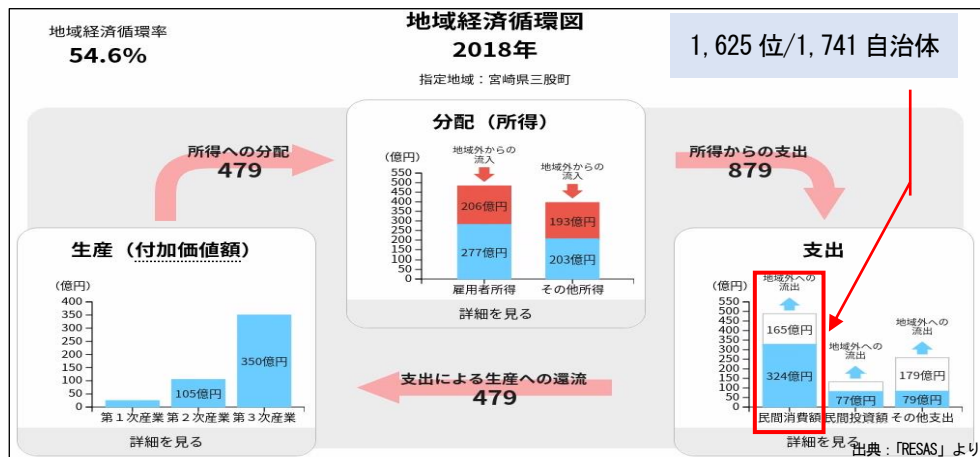
また、事業所への再エネ設備導入については、町内主要事業所における太陽光パネル容量のポテンシャル調査により、精度の高い事業量の積み上げを行った。

さらに、住民や民間事業者への太陽光発電等の設備設置を促すため、間接補助事業への応募検討者に対しては、自家消費量を含めた経済比較試算を示し、最適なプランを提示して意思決定を促していく。

（３）地域課題の解決・地域特性の活用

地域課題	
地域課題の概要	地域経済循環
三股町は、1950 年以降人口が増え続けている（国勢調査結果より）とともに、年少人口の割合が 17.3%と宮崎県内市町村の中で最も高く、子育て世代が多く住むまちとして発展している。また、いい部屋ネット 街の住みこちランキング 2023<宮崎県版>（大東建託株式会社賃貸未来研究所実施）において、三股町は、4 年連続 1 位を獲得するなど、住みよいまち、子育てにやさしいまちとしてのイメージが定着している。一方、人口 16 万人規模の都市の中心市街地に近いことからベッドタウンとして住宅中心のまちとなっており、地域経済循環の視点で見ると、地域経済循環率は、県内自治体では 22 位/26 自治体となっている。特	

に、域外への支出の割合が高く、全国では、1,625 位/1,741 自治体となっている。

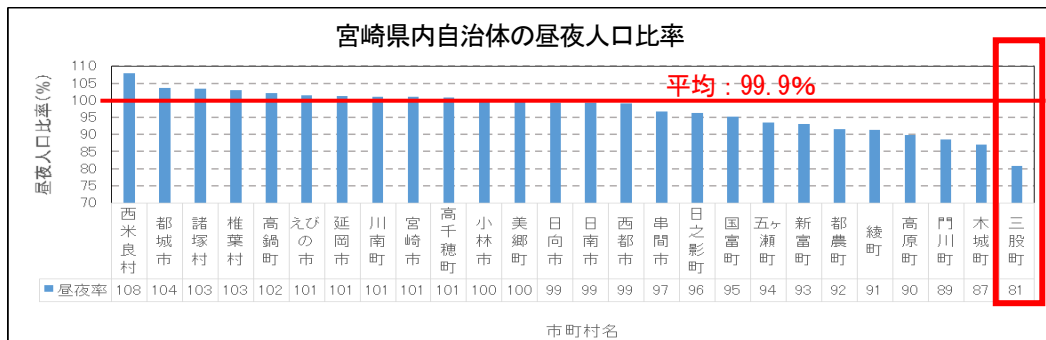


このことは、ベッドタウンというまちの特性上、所得の内訳において地域外に勤務して給料等を持ち帰る割合が高く、これらの所得が一旦は地域内に留まるが、支出では地域内の消費に回っていないため、町内の小売店をはじめとする小規模事業者の稼ぐ力に大きく影響しており、地域の経済的自立性を高めることが課題となっている。

地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入

三股町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に掲げる家庭部門 62.5%削減（2013 年度比）の達成に向けては、自家消費型太陽光発電の普及促進が重要であり、高い自家消費率の実現は蓄電池の利用に加えて昼間発電分の有効活用が必須である。

このような中、下図に示すとおり、三股町の昼夜人口比率は 80.7%と県内自治体では 26 位 /26 自治体と最も低くなっていることから、三股町は、昼間の域内人口が少なくなるという地域特性を有している。



本計画により、町民への太陽光発電設備及び蓄電池導入の間接補助を実施するに当たり、上記の地域特性を考慮し、太陽光発電の自家消費率を高めることを目的に昼間発電分の有効活用としておひさまエコキュート導入に対しても間接補助を行うこととする。

このように、町の特性を把握し事業を構築することは、実効力の高い再エネの導入に資するものである。

重点対策加速化事業の取組による地域課題解決について

地域課題の解決に向けては、地域内での「経済循環の促進」が重要となり、地域外への資金流出の漏れを少なくし、地域の経済的自立性を高める必要がある。エネルギーの視点で見ると、三股町の電気のエネルギー収支は、▲23億円（環境省の地域経済循環分析ツールを用いて、三股町のエネルギー収支を確認）となっている。本計画では、エネルギーの地産地消費を促進し、これまで地域外に流出していた資金を地域内で循環させることで、地域の経済的自立性の向上を図る。

まずは、公共施設、町民及び町内事業所への自家消費型太陽光発電設備等の導入によりエネルギーの地産地消化促進を通じたエネルギー代金の域外流出の抑制を図っていく。 同時に、町民や町内事業所へのエネルギーの地産地消の機運向上をより一層図るために、本計画の直接事業により導入された自家消費型太陽光発電設備等の内容や効果について、町ホームページや啓発事業により積極的に情報発信を行う。 間接補助事業の実効性を高めるために、重点対策加速化事業に併せて、町独自で実施する省エネ最適化診断実施に対する補助事業を実施することで、町内事業所への脱炭素化に向けた設備導入に対する契機を設けることで行動変容を促す。 エネルギーの地産地消により域内に留まった資金を域内で循環させる取組として、地域通貨を活用した課金型 EV 充電を行う仕組みを作り、地域内経済循環の向上を図る。具体的には、県都宮崎市への鉄道利用による通勤者が多く、自宅から駅までは自家用車で移動し、日中は無料駐車場に駐車したままになっているという三股駅に着目し、隣接する町商工会と連携しながら駅周辺への地域通貨を活用した課金型 EV 充電を行う仕組みを作り、EV 化促進および経済循環の向上を図る。	
(4) 事業実施による波及効果 (地域脱炭素の基盤づくり)	
波及効果 (地域脱炭素の基盤づくり)	
波及効果①	地元事業者育成 本計画のうち、太陽光発電設備等導入の間接補助事業を三股町内の施工会社が請け負うことができれば、設備導入に関するノウハウや技術が蓄積され、地元事業者育成につながるものである。併せて、町内の経済循環にも寄与するものである。 三股町では、2011 (平成 23) 年から 2014 (平成 26) 年にかけて、住宅用太陽光発電設備システム導入補助事業を実施し、合計 1,122.8kW の (補助実績 219 件) 再エネ導入が進んだ。このうち、設備導入の施工は、三股町及び都城市の事業者となっているが、隣接する都城市 (人口 16 万人規模) と生活圈が同じであることを考えると、施工を町内の事業者限定することは現実的ではないため、この間接補助事業では、町内の事業者利用によるインセンティブ付与 (町内施工会社利用の場合は補助金額を上乗せ等) を実施することにより、地元事業者育成を加速させていく。
	地元人材育成 本計画では、今後の町域全体への波及を見据えて、様々な関係者・団体と連携しながら進めていくこととしている。 このような中、カーボンニュートラルの実現に直結する、公共施設、町民・町内事業所向けの再エネ・省エネ設備導入事業に加えて、これらの事業を契機としながら今後の脱炭素社会の実現に向けては、地域でキーマンとなる人材育成が重要となるため、早い段階から民間事業者等と連携できるよう民間提案制度を活用し、体制の土台作りを行った。 このように、事業実施前の段階から、民間事業者等を巻き込んで進めていくことは町内の人材育成を加速させるものであり、取組の裾野を広げることができる。 なお、連携体制については、(5) 推進体制②地方公共団体外部との脱炭素に関する産学官金との連携組織・体制の構築に記載する。
波及効果③	定住自立圏構想を活用した水平連携 三股町は、都城市、鹿児島県曽於市及び鹿児島県志布志市と定住自立圏構想のもと、少子高齢・人口減少社会に対応可能な「集約とネットワークで築く県境を越えた南九州の広域都市圏」を目指して、第 3 次 都城広域定住自立圏共生ビジョン (令和 2 年 4 月策定) に基づいて、「生活機能の強化」「結びつきやネットワークの強化」「圏域マネジメントの強化」を掲げ、様々な取組を行っている。 そこで、本計画を契機に、圏域構成市町への本事業のノウハウ展開や広域

で取り組む啓発事業等の検討の場を設け、水平連携・展開を図っていく。
また、水平連携・展開を図るに当たっては、事業の大枠だけではなく、事業詳細とその背景、民間事業者・住民に対しての活動等、ポイントとなる事項を示し、圏域における再エネ・省エネ推進の裾野拡大につなげていく。

(5) 推進体制

①地方公共団体内部の執行体制及び推進体制の構築

【推進体制】

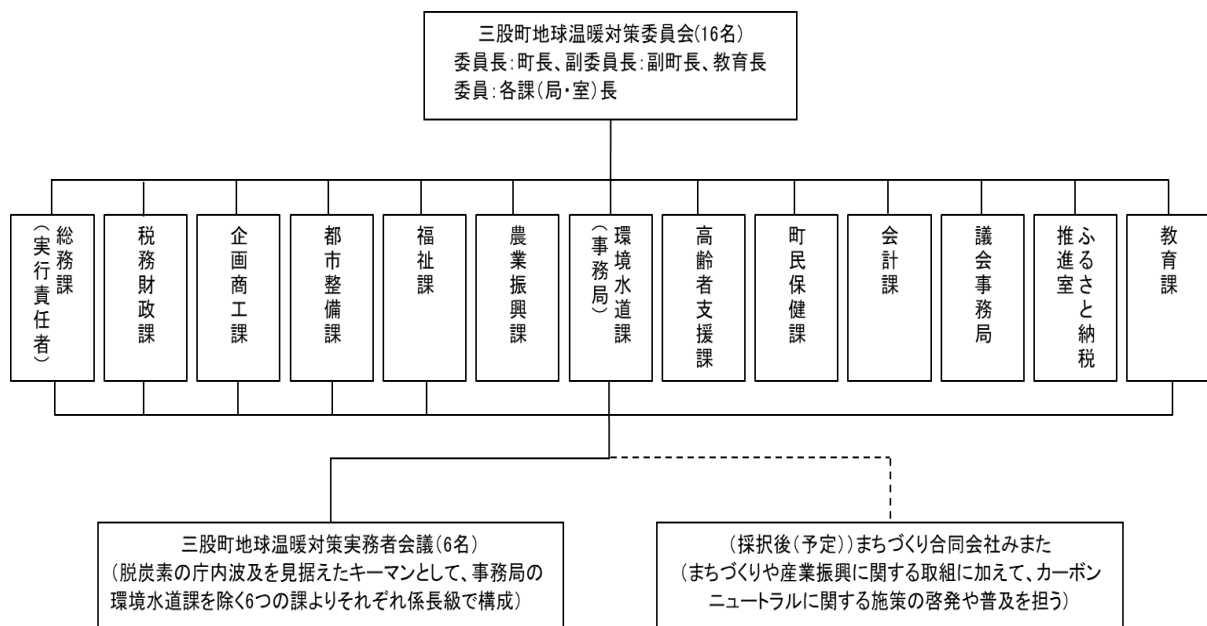
三股町内部については、町長を委員長とし、全課（局・室）長等を委員とする「三股町役場地球温暖化対策委員会」を中心に、庁内の各関係部局と連携を図りながら推進していく。この委員会では、温暖化対策に関する取組の報告や効果検証のほか、施策の方針の意思決定機関として、部局横断的な組織となるが、実務レベルまで落とし込んだ議論に加えて、各部局の実状把握に対してスピード感を持った対応と、さらなる部局間連携強化を目的に、各課から選出した係長級で構成する「三股町地球温暖化対策実務者会議」を三股町カーボンゼロシティ宣言（令和4年10月）に併せて組織した。

【現在】

本計画の取組を主体となって推進している部署：環境水道課（人数5人、うち専従者1人）
全庁内における調整役として環境部局、公共施設の自家消費型太陽光発電設備導入は総務部部局、農業振興に係る再エネ導入事業は農林部局の協力により横連携の強化も図る。

【採択後（予定）】

体制の強化として、三股町の活性化を促進するため令和5年2月に設立した「まちづくり合同会社みまた」において、本計画の一部（補助事業を始めとする施策の啓発や普及、省エネ支援）を担うこととしている。



②地方公共団体外部との脱炭素に関する産学官金との連携組織・体制の構築

【連携体制】

三股町は、民間提案制度を活用し、事業の構想段階から民間事業者のノウハウを取り入れて進めている。連携する事業者のうち、三股町脱炭素きゆうなん隊は、民間提案制度を活用した公募により選定した事業者であり、様々な分野の事業者等で形成するコンソーシアムとして、高い実現性や効果の継続性に加えて、脱炭素の町域への波及を見据えた体制となっている。

連携事業者名	三股町脱炭素きゅうなん隊（代表企業：株式会社九南）												
役割	本計画のほか、他の国の支援策を活用したカーボンニュートラルに関する取組や今後の波及効果の起点として、代表企業である株式会社九南を中心に形成されたコンソーシアムである。 事業の構想段階から連携を図り、公共施設の現地調査や利用者ヒアリングを行いながら、耐震性や費用対効果の視点により実現性の高い事業を構築した。 また、事業実施段階においては、ノウハウを生かす形で三股町脱炭素きゅうなん隊が施工を担うとともに、工事完了後においても EMS 等を活用しながら継続的な省 CO2 を図っていく。 さらに、間接補助事業においては、町民・事業所の行動変容へのきっかけづくりや、意思決定を促すための効果試算（費用対効果や CO2 削減量）等において連携するとともに、波及効果の部分では、地域通貨等においても連携を図りながら進めていく。 【株式会社九南】 代表・設計・施工・運用改善、コンソーシアム内調整役 【米良電機産業株式会社】 省エネ・再エネ資材商社 【パナソニック株式会社】 省エネ・再エネ機器製造 【宮崎銀行グループ】 リース関連、地域通貨関連 【住友三井オートサービス株式会社】 台数最適化分析・EV 導入、Hakobune（通勤用車両の EV 化） 【学校法人豊栄学園都城東高等学校】 地元高等教育機関として、再エネ導入や部活動との連携 【三股町内施工協力会社】 再エネ・省エネ設備導入施工												
当該事業者のこれまでの取組	コンソーシアム内の事業者等は設備導入をはじめ実施事業に対する実績を有している。												
当該役割に対する合意形成状況	合意済	○	調整中		未実施								
合意形成状況に関する補足	脱炭素の取組を一体的に進めるに当たって民間提案制度による公募を行い、選定した事業者と合意形成を図った。 <table border="1"> <tr> <td>令和 5 年 3 月～令和 5 年 4 月</td></tr> <tr> <td>民間事業者を対象に 2050 カーボンニュートラルに関するアイデアを募集</td></tr> <tr> <td>令和 5 年 6 月～令和 5 年 7 月</td></tr> <tr> <td>民間事業者を対象に 2050 カーボンニュートラルに関する事業提案を募集</td></tr> <tr> <td>令和 5 年 8 月～令和 5 年 9 月</td></tr> <tr> <td>書類及びプレゼンテーション審査により、株式会社九南を代表企業とする三股町脱炭素きゅうなん隊を選定</td></tr> <tr> <td>令和 5 年 9 月～</td></tr> <tr> <td>事業化に向けた協議</td></tr> </table>					令和 5 年 3 月～令和 5 年 4 月	民間事業者を対象に 2050 カーボンニュートラルに関するアイデアを募集	令和 5 年 6 月～令和 5 年 7 月	民間事業者を対象に 2050 カーボンニュートラルに関する事業提案を募集	令和 5 年 8 月～令和 5 年 9 月	書類及びプレゼンテーション審査により、株式会社九南を代表企業とする三股町脱炭素きゅうなん隊を選定	令和 5 年 9 月～	事業化に向けた協議
令和 5 年 3 月～令和 5 年 4 月													
民間事業者を対象に 2050 カーボンニュートラルに関するアイデアを募集													
令和 5 年 6 月～令和 5 年 7 月													
民間事業者を対象に 2050 カーボンニュートラルに関する事業提案を募集													
令和 5 年 8 月～令和 5 年 9 月													
書類及びプレゼンテーション審査により、株式会社九南を代表企業とする三股町脱炭素きゅうなん隊を選定													
令和 5 年 9 月～													
事業化に向けた協議													

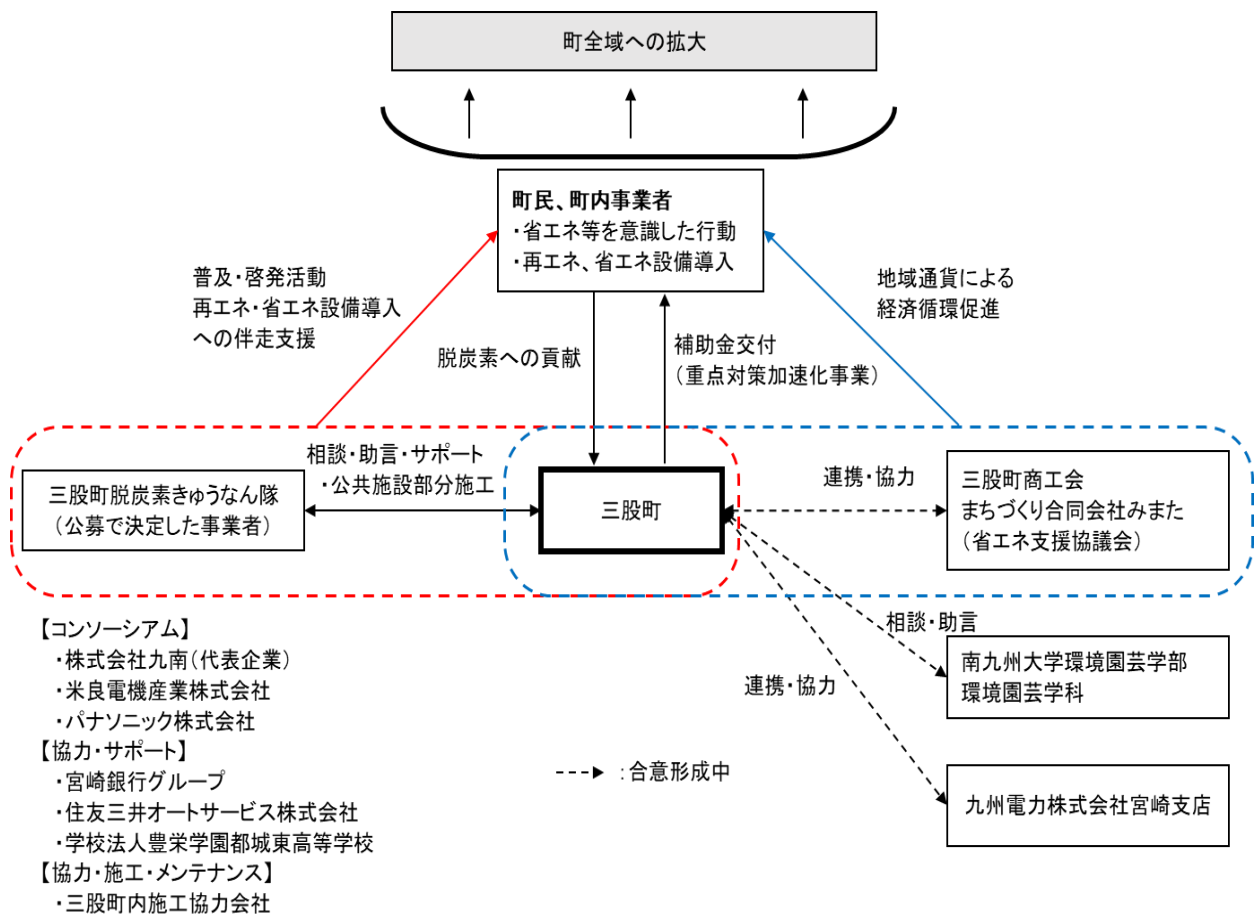
連携事業者名	九州電力株式会社宮崎支店					
役割	活力ある個性豊かな地域社会形成及び町民サービス向上に向けて双方の強みを生かしながら様々な分野で連携し、特に、環境イベントの実施等による環境やエネルギーに関する理解醸成やゼロカーボン実現に向けた電化等の取組の推進を図っていく。					
当該事業者のこれまでの取組	県内自治体の実績として、令和5年2月に五ヶ瀬町及び新富町と環境・エネルギー等に関する協定を締結している。					
当該役割に対する合意形成状況	合意済		調整中	○	未実施	
合意形成状況に関する補足	今後の電化等の取組を連携しながら進めるに当たって以下のスケジュールのもと、合意形成を図っていく。 令和6年3月 協定締結の提案 令和6年4月 協定締結に向けた詳細協議 令和6年5月 協定締結					

連携事業者名	南九州大学環境園芸学部環境園芸学科					
役割	地元の大学として自然との共存共栄や持続可能な循環型社会を専門的に扱っていることから、町内への再エネ導入や三股町の基幹産業である農業分野の二酸化炭素排出量削減に向けたアドバイザーとして連携するものである。					
当該事業者のこれまでの取組	三股町の地方創生推進委員や環境審議委員として、三股町の施策推進に当たってアドバイスをいただいている。					
当該役割に対する合意形成状況	合意済		調整中		未実施	○
合意形成状況に関する補足	外部有識者としての町との関係性に着目し、今後、以下のスケジュールのもと、合意形成を図っていく。 令和6年4月 協定締結の提案 令和6年5月 協定締結に向けた詳細協議 令和6年7月 協定締結					

連携事業者名	三股町商工会					
役割	商工会において太陽光発電設備導入を実施し、生み出した電気と本事業を契機として発行する地域通貨を活用した課金型EV充電を行う仕組みを運営し、三股町の経済循環促進を図っていく。 また、三股町と共同出資のもと、令和5年2月に設立した「まちづくり合同会社みまた」においては、町の活性化に資する取組の一つとして、本計画に掲げた事業との連携を図ることとしており、再エネの普及・促進に加えて、合同会社内に外部有識者等で構成する「省エネ支援協議会」を設けることで再エネ・省エネの町域全体への裾野拡大を進めていく。					
当該事業者のこれまでの取組	事業者への相談対応やアドバイスのほか、事業者との強い関係性を生かして地域経済の発展に資する様々な取組を展開している。					

別添様式 2

当該役割に対する合意形成状況	合意済		調整中	○	未実施	
合意形成状況に関する補足	三股町中心部の交流拠点施設整備事業を契機とした町の活性化の担い手として、町と商工会は「まちづくり合同会社みまた」を令和5年2月に設立した。 事業内容は地域エネルギー関連についても検討していることから、三股町の課題である経済循環の促進を図るために、以下のスケジュールにて合意形成を図っていく。 令和6年4月 協定締結の提案 令和6年5月 協定締結に向けた詳細協議 令和6年7月 協定締結					



3. その他

(1) 独自の取組

	令和5年度単独補助事業	令和6年度単独補助事業	備考
取組概要	取組なし	取組なし	行動変容のきっかけとして、本事業を契機に以下の事業を新設する。 【概要】 省エネ診断等の受診経費を助成。 【対象者】 町内に事業所を有する中小企業者等 【対象費用】 省エネ診断、再エネ提案の受診に係る経費
予算額	-	-	【予算成立予定時期】 令和6年9月
実績・予定件数	-	-	令和6年度3件 令和7年度以降は、10件/年を予定

・ その他独自の取組

- ① 町民、町内事業所のカーボンニュートラルに対する機運醸成や、再エネ・省エネ設備導入に向けた行動変容、事前相談や設備等導入後の事後フォロー等を実施し、地域へのカーボンニュートラルの浸透を目的に民間事業者や外部有識者による「省エネ支援協議会」をまちづくり合同会社みまた内に設立する。
- ② 三股町のベッドタウンとしての特徴として域外への車通勤が多いという現状に着目し、連携する民間事業者の取組である Hakobune (通勤用車両の EV 化) 事業の展開を支援し、EV 転換の促進を図る。

(2) 施策間連携

【活用した/活用を想定している事業（交付金、補助金等）等】	
・ タイトル	公共施設を核とした災害レジリエンスの強化
・ 取組内容	避難所等への太陽光発電設備及び蓄電池導入による災害レジリエンスを強化するとともに、省エネ設備導入による建物の ZEB 化。
・ 関係府省庁の事業名	地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業
・ 事業概要	公共施設への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする取組に交付するもの。
・ 所管府省庁名	環境省
・ 活用予定事業費	令和6年度で 145 百万円活用予定（総事業費 210 百万円）（令和6年度応募予定）
【取組概要】 本計画と並行して実施することで、三股町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に掲げた目標達成に大きく寄与するものである。	
【活用した/活用を想定している事業（交付金、補助金等）等】	
・ タイトル	町立学校におけるエネルギー地産地消の促進
・ 取組内容	町立学校への太陽光発電設備、蓄電池導入を実施し、環境教育の起点、災害レジリエンスの実現を図るもの。

別添様式 2

・関係府省庁の事業名	公立学校施設整備事業のうち、太陽光発電導入事業業					
・事業概要	太陽光発電設備等又は蓄電池等を設置する際に必要な経費の一部を補助し、地域の実情に応じた脱炭素化の推進や環境教育への活用を図るもの。					
・所管府省庁名	文部科学省					
・活用予定事業費	令和 8～10 年度で 73 百万円活用予定（総事業費 118 百万円）（令和 7 年度申請予定）					
【取組概要】 本計画と並行して実施することで、三股町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に掲げた目標達成に大きく寄与するものである。						
【活用した/活用を想定している事業（交付金、補助金等）等】						
・タイトル	脱炭素化推進事業債を活用した公共施設の脱炭素化加速					
・取組内容	公共施設の LED 照明への切替や EV 導入を実施し、二酸化炭素排出量削減のさらなる積み上げを図るもの。					
・関係府省庁の事業名	脱炭素化推進事業債					
・事業概要	地方公共団体実行計画に基づいて行う公共施設等の脱炭素化のための地方単独事業に対して地方財政措置するもの。					
・所管府省庁名	総務省					
・活用予定事業費	令和 6～7 年度で 127 百万円活用予定（総事業費 228 百万円）					
【取組概要】 本計画と並行して実施することで、三股町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に掲げた目標達成に大きく寄与するものである。						
(3) 財政力指数						
財政力指数						
令和 4 年度	三股町財政力指数					0.45
(4) 地域特例						
地域特例						
沖縄県	離島地域	奄美諸島	豪雪地域	山村地域	半島地域	過疎地域
対象事業： なし						